

介護支援専門員実務研修の実習に関する Q&A

青森県健康福祉部高齢福祉保険課
社会福祉法人青森県社会福祉協議会

問 1 実務研修の実習のスケジュールについて、各実習内容（訪問・担当者会議・記録・振り返り等）の基準となる時間数または割合等は定められているか。

答 1 実務研修の各実習内容の時間数等の基準となるものは定められておりません。実習の実施状況や、実習生の習得状況に合わせて実習指導者において調整してください。

なお、必ず実習対象となる事例について事前学習のうえ、利用者への居宅訪問等を行い一連のケアマネジメントプロセス（アセスメントの実施等）の実習を実施し、実習ノートで記録と振り返りを行ってください。

問 2 模擬ケアプラン作成のため、インテーク実施から関わった場合、初回訪問（面談）での確認不足を追加訪問で補うことは問題ないか。また、訪問時の確認不足を実習生の課題として振り返りに活かすことは可能か。

答 2 模擬ケアプラン作成のため、インテークの実施から関わり、初回訪問（面談）での確認不足を追加訪問で補うことについては、他の実習の実施状況や実習生の習得状況について実習指導者が追加訪問が必要と判断した場合は実施しても問題ありません。また、実習指導者が、確認不足を自分自身の課題として振り返りに活かすことが可能と判断した場合は追加訪問を行わなくても問題はあります。